

議案第 48 号

箱根町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 27 年 8 月 28 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）が平成 25 年 5 月 31 日に公布され、個人番号を含む個人情報の取扱いに関する規定が平成 27 年 10 月 5 日から施行されることに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町個人情報保護条例の一部を改正する条例

箱根町個人情報保護条例(平成 14 年箱根町条例第 26 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「個人情報の保護」を「個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)の保護」に、「及び訂正」を「、訂正及び利用の停止等」に改める。

第 2 条中第 5 号を第 8 号とし、第 2 号から第 4 号までを 3 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 3 号を加える。

- (2) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。)第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 情報提供等記録 番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。
- (4) 特定個人情報ファイル 番号法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。

第 7 条第 1 項中「を使用する事務に限る。以下この条において「個人情報取扱事務」という。)」を削り、同条の次に次の 1 条を加える。

(特定個人情報保護評価)

第 7 条の 2 実施機関は、特定個人情報保護評価に関する規則(平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号)第 7 条第 4 項に規定する場合には、同項の規定により、審査会の意見を聴くものとする。

第 9 条の見出しを「(特定個人情報以外の個人情報の利用及び提供の制限)」に改め、同条第 1 項中「、個人情報」の次に「(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)」を加え、同条の次に次の 1 条を加える。

(特定個人情報の利用の制限)

第 9 条の 2 実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために特定個人情報を当該実施機関の内部において利用してはならない。ただし、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときに該当すると認めるときは、特定個人情報を取り

扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）を自ら利用することができる。

- 2 実施機関は、前項ただし書の規定により特定個人情報を特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために利用するときは、当該特定個人情報に係る本人又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。
- 3 第1項ただし書及び前項の規定は、特定個人情報の利用を制限する法令の規定の適用を妨げるものではない。
- 4 実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、特定個人情報の利用目的以外の目的のための実施機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。

第11条第1項中「実施機関は、個人情報」の次に「（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）」を加える。

第14条第1項中「自己の個人情報」の次に「（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条（次項を除く。）から第17条まで及び第19条から第22条までにおいて同じ。）」を加え、同条第2項を次のように改める。

- 2 次の各号に掲げる者（以下「法定代理人等」という。）は、本人に代わって当該各号に定める区分に応じ、前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。
 - (1) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人 自己に係る個人情報（特定個人情報を除く。）
 - (2) 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人 自己に係る特定個人情報

第20条第2項中「未成年者又は成年被後見人の法定代理人」を「法定代理人等」に改める。

第22条の次に次の1条を加える。

（情報提供等記録の提供先への通知）

第22条の2 実施機関は、訂正の請求について訂正する旨の決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者

であって、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第 23 条第 1 項各号列記以外の部分中「個人情報」の次に「(特定個人情報を除く。以下この項において同じ。)」を加え、同条第 2 項中「未成年者又は成年被後見人の法定代理人」を「法定代理人等」に、「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 何人も、自己を本人とする特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 当該特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、当該特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、第 9 条の 2 の規定に違反して利用されているとき、番号法第 20 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第 28 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき 当該特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) 番号法第 19 条の規定に違反して提供されているとき 当該特定個人情報の提供の停止

第 29 条第 2 項中「方法による個人情報」の次に「(特定個人情報を除く。以下この項において同じ。)」を加える。

附 則

この条例は、平成 27 年 10 月 5 日から施行する。ただし、情報提供等記録に関する部分の規定は、番号法附則第 1 条第 5 号に規定する政令で定める日から施行する。